

岡山市コロナ対応事業者応援金（商工業者向け）給付事業実施要綱

制定 令和3年5月17日

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により売上に深刻な影響が出ている市内事業者等を幅広く支援するため、岡山市コロナ対応事業者応援金（以下、「応援金」という。）の支給について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第1項を参考に規定する小規模事業者
- （2）中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項を参考に規定する中小企業者（ただし、前号の小規模事業者を除く）
- （3）岡山市コロナ対応事業者応援金 前条の目的を達するために、応援金として岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会及び岡山商工会議所（以下「商工団体」という。）によって贈与される給付金をいう。
- （4）支給対象事業者 別記に掲げる応援金が支給される事業者をいう。

（応援金の支給）

第3条 商工団体は、支給対象事業者に対し、この要綱に定めるところにより、応援金を支給する。

2 応援金の支給は1支給対象事業者につき1回限りとする。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象事業者に対して支給する応援金の金額は、支給対象事業者が1事業者につき小規模事業者の場合は10万円とし、中小企業者の場合は20万円とする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第5条 応援金に係る申請受付開始日は、令和3年5月17日とする。

2 申請期限は、令和3年7月30日までとする。ただし、応援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が郵送で申請をした場合は、申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

（申請及び支給の方式）

第6条 申請者は、岡山市コロナ対応事業者応援金支給申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- （1）振込先口座を確認できる書類
- （2）誓約・同意書（様式第2号）
- （3）個人事業主の場合にあっては、本人確認書類の写し
- （4）その他支給要件を満たすことを確認するために必要な書類

2 応援金の支給は、商工団体が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。

(支給の決定等)

第7条 商工団体は、第6条第1項の規定により申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給又は不支給を決定し、岡山市コロナ対応事業者応援金支給決定通知(様式第3号ア)又は岡山市コロナ対応事業者応援金不支給決定通知(様式第3号イ)により通知を行い、支給を決定した当該支給対象事業者に対し応援金を支給する。

(支給決定の取消し)

第8条 商工団体は、支給対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、応援金の支給決定を取消することができる。

(1) 第2条に定める支給対象事業者の要件に該当しなくなった場合

(2) 偽りその他不正な手段により応援金の支給を受けたとき

2 前項の規定は、支給すべき応援金の額の確定があった後についても適用する。

(応援金の支給等に関する周知)

第9条 商工団体は、応援金給付事業の実施にあたり、支給対象事業者の要件、申請方法等の概要について、広報その他の方法による岡山市内の事業者への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 商工団体は、前条規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象事業者から第5条第2項の申請期限までに第6条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象事業者が応援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書に不備等があり、商工団体が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われなかったことその他支給対象事業者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(応援金の返還)

第11条 商工団体は、応援金の支給の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に応援金が支給されているときは、支給対象事業者に対し岡山市コロナ対応事業者応援金返還決定通知(様式第4号)により期限を定めて、その返還を求めることができる。

(延滞金)

第12条 商工団体は、第8条第1項各号に定める事由による取消しを行った場合において、前条の規定による返還を求めるときは、支給対象事業者が応援金を受領した日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を求めたコロナ対応事業者応援金の額につき年利3%の割合で計算した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 応援金の支給を受ける権利は、譲渡、または担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、応援金の実施のために必要な事項は、商工団体が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

別記（第2条関係）

支給対象事業者

以下の要件をすべて満たす小規模事業者及び中小企業者

- 1 岡山市内に主たる事業所が所在していること。
- 2 商工団体の管轄地域内で事業を営んでいること。
- 3 今後も事業を継続する意思があること。
- 4 以下の支給対象者であること（支給対象外でないこと）。

支給対象者	支給対象外
<p>（令和2年12月31日までに開業している事業者が対象）</p> <ul style="list-style-type: none">・会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合、協業組合）・個人事業主（商工業者であること・副業ではないこと）・以下の要件を満たした特定非営利活動法人<ul style="list-style-type: none">（1）法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること（2）認定特定非営利活動法人でないこと	<ul style="list-style-type: none">・法人税法別表第一に規定する公共法人・協同組合等の組合・任意団体 等・宗教上の組織又は団体、政治団体・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者・応援金の趣旨及び目的に照らして適當でないとして市長が認める事業者・医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、（病院・助産所等を個人名義で開設している）医師、歯科医師、助産師・個人農林漁業者及び農事組合法人

- 5 申請者が営む事業の売上について、令和3年1月、2月または3月のいずれかの1か月（以下、対象月という）の売上が令和元年（平成31年）又は令和2年の同月（以下、基準月という）比で、30%以上減少していること。
- 6 個人または法人の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）が、次の掲げる者のいずれにも該当しないものであること。また、次に掲げる者はいずれについても、経営に実質的に関与していないこと。
 - （1）暴力団員（岡山市暴力団排除基本条例（平成24年岡山市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山市暴力団排除基本条例第2条1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

受付番号
(記入しないでください)

事務処理欄
(記入しないでください)

(様式第1号)

岡山市コロナ対応事業者応援金支給申請書

- 岡山商工会議所 会頭 様
 - 岡山北商工会 会長 様
 - 岡山西商工会 会長 様
 - 岡山南商工会 会長 様
 - 赤磐商工会 会長 様
- (※管轄の商工会議所・商工会を選んで☑してください。)

令和 3 年 月 日

申請者 所在地(住所)
会社名(氏名)
代表者役職・氏名

私は、今般の新型コロナウイルス感染症の広がりにより、下記のとおり売上が減少し、経営に大きな影響を受けております。
つきましては、岡山市コロナ対応事業者応援金の支給について申請します。

記

1. 事業者情報

事業所名 (屋号等)	フリガナ	法人番号(13桁)					
主たる事業所の所在地	〒 - 岡山市 区						
電話番号	() -	事務担当者氏名					
FAX番号	() -	担当者連絡先【携帯】	() -				
メールアドレス (可能な限り記入 してください。)	@		資本金 (法人の場合のみ)	万円			
従業員数	人	※代表者、役員 パートを除く	業種※	(分類)	(事業内容)		

※「業種」欄にはパンフレット最終頁の業種分類表から事業分類の記号(ア)～(サ)と具体的な事業内容をご記入ください。(例:イ 酒店)

2. 売上減少率

① 令和3年 1・2・3 月分の売上高 (1～3月のいずれかを○で囲んでください)	円	…(A)
② 前年又は前々年同月の売上高(※1～3) 平成・令和 年 月売上高	円	…(B)
③ 減少比率	$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100$	% 減少率30%以上が要件です

- ※1 白色申告の場合は、年間売上高を12箇月で割った平均を1箇月の売上高として②に記入してください。
- ※2 平成31年(令和元年)中に開業している場合は、平成31年(令和元年)の月平均売上高(*)もしくは平成31年(令和元年)又は令和2年の①と同月の売上高を②に記入してください。
- ※3 令和2年中に開業している場合は、令和2年の月平均売上高(*)もしくは令和2年の①と同月の売上高を②に記入してください。
* 開業年の年間事業収入÷開業年の設立後月数(開業日の属する月も、操業日数にかかわらず1か月とみなします。

3. 希望振込口座 支給決定された場合、中小企業者には20万円、小規模事業者には10万円を下記の口座に振込みます。

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店・支所名	店 所	口座種別 を選択	<input type="checkbox"/> 普通								
通帳名義	フリガナ	※必ずフリガナをつけてください											

【ご協力をお願い】
本申請書の「1. 事業者情報」に記載されている情報について、商工団体が今後実施する支援策に関する情報の提供に使用することにご同意いただける場合は右記の口に☑を記入してください。
チェック欄

(様式第2号)

誓約・同意書
(岡山市コロナ対応事業者応援金用)

岡山市コロナ対応事業者応援金(以下「応援金」という。)の支給申請に当たり、下記の事項すべてに誓約・同意いたします。虚偽の誓約を行った場合又は同意事項への違反があった場合には、応援金の支給を受ける前であればその支給を受けることを辞退し、既に応援金の支給を受けていた場合には速やかに事務局へ返還します。

1. 申請内容及び添付書類に虚偽はありません。また、審査の必要等により申請内容の確認や追加書類の提出を求められた際は、これに応じることに同意します。
2. 主として事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思が有ることを誓約します。
3. 事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期以外など、新型コロナウイルス感染症による影響とは関係なく、通常事業収入を得られない時期を対象月として支給申請をしていないことを誓約します。
4. 新型コロナウイルス感染症による影響とは関係なく、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少していないことを誓約します。
5. 新型コロナウイルス感染症による影響とは関係なく、単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が減少していないことを誓約します。
6. 当方及び当方の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号口に規定する役員をいう。)は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、次に掲げる者はいずれについても、当方の経営に実質的に関与していません。
 - (1) 暴力団員(岡山市暴力団排除基本条例(平成24年岡山市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者
 - (2) 暴力団(岡山市暴力団排除基本条例第2条1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
7. 業種ごとに示された感染防止対策予防ガイドラインに沿って「新しい生活様式」に対応した感染症拡大防止対策を実施していることを誓約します。
8. 申請書又は添付書類の不備等により審査ができない場合において、令和3年8月31日までに追加書類の提出が無い場合、又は連絡・確認が取れない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
9. 応援金支給後、申請内容に関し岡山市または申請先商工団体から確認があった際には、これに応じます。
10. 応援金の支給等に必要範囲において、申請者の個人情報を公的機関(岡山市・税務署・警察署)に照会し、取得することに同意します。
11. 応援金の支給等に必要範囲において、岡山市が申請者の個人市県民税又は法人市民税の課税状況を担当課に照会すること及び担当課が回答することについて同意します。
12. 申請書及び添付書類に記載された情報を、公的機関(岡山市・税務署・警察署)の求めに応じて提供することに同意します。
13. 不正受給と判断された場合、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、返還を請求されることに同意します。

岡山市長 様
 岡山商工会議所 会頭 様
 岡山北商工会 会長 様
 岡山西商工会 会長 様
 岡山南商工会 会長 様
 赤磐商工会 会長 様
(管轄の商工団体を選んで ✓してください。)

令和 3年 月 日

法人名(法人の場合)

申請者直筆または 記名・押印

㊞

※記名はパソコン入力やゴム印でも可

(様式第3号ア)

年 月 日

(会社名又は氏名)

(代表者役職・氏名)

様

(商工団体名)

(商工団体の長 役職・氏名)

岡山市コロナ対応事業者応援金支給決定通知

先日、申請されました標記の件について、審査の結果、下記のとおり支給決定しましたので、通知します。

記

岡山市コロナ対応事業者応援金支給決定額

円

以上

(様式第3号イ)

年 月 日

(会社名又は氏名)

(代表者役職・氏名)

様

(商工団体名)

(商工団体の長 役職・氏名)

岡山市コロナ対応事業者応援金不支給決定通知

先日、申請されました標記の件について、審査の結果、下記のとおり不支給決定しましたので、通知します。

記

不支給決定の理由

以上

(様式第4号)

年 月 日

(会社名又は氏名)

(代表者役職・氏名)

様

(商工団体名)

(商工団体の長 役職・氏名)

岡山市コロナ対応事業者応援金返還決定通知

標記のことについて、以下のとおり決定したので通知します。

記

1. 返還金額

円

2. 返還事由

以上